

社会福祉法人紅葉の会

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人紅葉の会（以下「法人」という）の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務に当たる役員を「常勤役員」という。

2 常勤役員には、別表1により報酬を支払う。

3 第2項によらず、理事会、評議員会のみ出席の場合は別表2を適用する。
また、出張に係る報酬の支出は別表3を適用する。

4 上記報酬の支払いは、毎月末締めで翌月5日までに行う。

(役員等の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席した時は、別表2により報酬を支払う。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表2により報酬を支払う。

3 交通費が別表2の報酬額を上回る時は、交通費を別途支払う。

4 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、
第5条の報酬は支払わないものとする。

5 上記報酬の支払いは、その都度行う。

(役員等の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。

- 2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬を支払う。
- 3 上記報酬の支払いは、その都度行う。

（監事監査報酬）

第 6 条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 4 により報酬を支払う。

- 2 上記報酬の支払いは、その都度行う。

（出張報酬）

第 7 条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬を支給する。

- 2 交通費及び宿泊費は、出張終了後本人の申し出により実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費（実費）は、原則として支給する。
- 4 上記報酬の支払いは、その都度行う。

（役員等の職務証跡）

第 8 条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード等（職務証跡資料）の作成に協力する。

（改正）

第 9 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この規定は、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。
- 3 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。
- 4 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
- 5 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。
- 6 この規定は、平成 30 年 6 月 16 日より適用する。

役員等報酬

別表 1 (常勤役員業務：日額)

名称	役員	報酬(日額)
常勤役員業務報酬等	常勤役員	25,000円

別表 2 (会議出席：日額)

名称	役員	報酬(交通費を含む)
理事会出席報酬等	理事	16,705円
	監事	16,705円
評議員会出席報酬等	評議員	16,705円

別表 3 (会議以外の業務：時給額)

名称	役員	報酬(時給)
会議以外の業務	理事	5,000円
	監事	5,000円
	評議員	5,000円

別表 4 (会議以外の監事の業務：日額)

名称	役員	報酬(交通費を含む)
監事監査指導報酬等	監事	25,615円

なお、理事役員報酬の年間総額は、4,000,000円以内とする。

監事役員報酬の年間総額は、500,000円以内とする。